

## 学童クラブの育成料・間食費について

### 1 育成料

育成料は、学童クラブを運営するにあたって必要となる運営費用の一部を保護者に負担していただくもので、国が示している水準は総事業費の2分の1を本来、保護者が負担すべき金額として将来的な目標としています。

また、市の使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改訂版）では、受益者負担の割合について学童クラブは、30%から70%とすることを定めております。

### 2 市の計画での位置づけ

第4次行財政改革大綱地域経営戦略プランにおいて、受益者負担の適正化の考えから育成料について、定期的に見直しを図る必要があることから、平成30年度当審議会で検討するものとしています。

### 3 学童クラブ育成料・間食費の見直しの経緯について

#### (1) 平成22年度

育成料の改定について子ども福祉審議会に諮問をしたが、当時育成料が26市中中位であること、平成21年度に各市とも育成料の改定がないこと、児童一人あたりの経費が減少傾向にあることから、現状維持とする旨の答申を得た。

#### (2) 平成27年度

今後の学童クラブ事業の継続性、未利用者との公平性、他市との比較を考慮し、育成料を月額4,000円から月額6,000円に改定することについて子ども子育て審議会に諮問をし、原案どおり了承する旨の答申を得て平成28年度から額を改定した。

### 4 現在の保護者の負担割合（平成29年度決算）

総事業費 571,884千円（1人 月24,389円）  
※平成29年度学童クラブ登録児童数（平均） 1,954人

間食費  
21,987千円  
(1人 月938円)

交付金 296,033千円 (1人 月12,625円)	市負担分 134,750千円 (1人 月5,746円)	育成料 119,114千円 (1人 月5,080円)
公費負担 75% (国・都 51%)		保護者負担 25%

※育成料は、2人目以降は半額、減免制度等のため月1人当たり6,000円とはならない。

### 5 国の利用者負担の考え方（平成29年度決算）

- 放課後児童クラブに要する費用の負担割合を国が示したもの
- 保護者負担を総事業費の1/2とし、残りの1/2を国・都（2/3）と市（1/3）で負担

国・都 190,628千円 (1人 月8,130円)	市 95,314千円 (1人 月4,065円)	保護者 285,942千円 (1人 月12,194円)
2/6	1/6	3/6

## 6 各市の育成料・間食費の状況（平成30年度）

### （1）育成料

順位	自治体名	育成料月額	順位	自治体名	育成料月額
1	町田市（※）	9,000円	8	東久留米市	5,000円
1	小金井市（※）	9,000円	8	武蔵村山市	5,000円
3	国立市（※）	6,500円	8	多摩市	5,000円
4	三鷹市	6,000円	8	稲城市	5,000円
4	国分寺市（※）	6,000円	16	昭島市	4,500円
4	西東京市	6,000円	16	東大和市	4,500円
7	東村山市	5,500円	18	立川市	4,000円
8	青梅市	5,000円	18	福生市	4,000円
8	府中市	5,000円	18	羽村市	4,000円
8	調布市	5,000円	21	小平市	3,500円
8	清瀬市	5,000円	22	あきる野市	3,000円

※小金井市・町田市・国分寺市・国立市は税の課税標準額に応じて育成料の額が変わる。

※八王子市・武蔵野市・日野市・狛江市は育成料に間食費を含んでいるため除いている。

### （2）間食費

順位	自治体名	間食費月額	順位	自治体名	間食費月額
1	立川市	2,000円	9	調布市	1,500円
1	小平市	2,000円	9	町田市	1,500円
1	国立市	2,000円	9	国分寺市	1,500円
1	清瀬市（※）	2,000円	9	東大和市	1,500円
1	多摩市	2,000円	9	武蔵村山市	1,500円
1	稲城市	2,000円	9	羽村市	1,500円
7	府中市	1,800円	18	東村山市（※）	1,300円
8	東久留米市（※）	1,600円	19	小金井市（※）	1,200円
9	三鷹市	1,500円	19	あきる野市	1,200円
9	青梅市	1,500円	21	福生市	1,000円
9	昭島市	1,500円	21	西東京市	1,000円

※清瀬市・東久留米市・東村山市・小金井市は日額制のため上限額を記載している。

### （3）育成料+間食費

順位	自治体名	月額	順位	自治体名	月額
1	町田市（※）	10,500円	14	東久留米市	6,600円
2	小金井市（※）	10,200円	15	青梅市	6,500円
3	国立市（※）	8,500円	15	調布市	6,500円
4	武蔵野市	8,000円	15	武蔵村山市	6,500円
5	三鷹市	7,500円	18	立川市	6,000円
5	国分寺市（※）	7,500円	18	昭島市	6,000円
7	八王子市	7,000円	18	日野市	6,000円
7	清瀬市	7,000円	18	東大和市	6,000円
7	多摩市	7,000円	22	小平市	5,500円
7	稲城市	7,000円	22	羽村市	5,500円
7	西東京市	7,000円	24	福生市	5,000円
12	府中市	6,800円	25	あきる野市	4,200円
12	東村山市	6,800円	26	狛江市	4,000円